

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 1 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5 番 藤埴理君、6 番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤省治君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

7 番 中村ひとみ君。

〔7 番 中村ひとみ君登壇〕

○7 番（中村ひとみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。新しい生活様式に向けた諸施策の具体化についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しています。今後は、新しい生活様式を定着させるための具体的な施策を本町においても推進し、決して後戻りしない自律的な地域社会を構築していくことが必要だと考えます。

国も、新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資・社会実装と、その環境整備を進めていくとしており、特にデジタルガバメントは今後 1 年間で改革時期であると、いわゆる骨太の方針にも示されております。

また、内閣府が示した地域未来構想20の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されております。

そこで、デジタル化の果実を本町に大胆に取り入れるとともに、オンライン、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって

魅力あるまちづくりと質の高い地域社会を築いていくために、具体的な施策の進捗や見直しについて質問を始めさせていただきます。

まず1点目、教育分野において、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境の提供は重要です。オンライン学習のための端末や機器の整備などGIGAスクール構想関連事業等との連携、さらには児童・生徒、学生や教員が学校・自宅で使うICT環境の整備は急務と考えますが、どうなっているのか進捗状況について伺います。

2点目、文化芸術、図書館、公共の施設など人が集まる空間では、密を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立、プッシュ型の情報発信などが安心を担保すると考えます。

また、文化芸術・スポーツの活動継続に向けた支援についても積極的に推進すべきです。現在の取組状況と今後の見通しについて伺います。

3点目、これまで、地域のコミュニティーを中心に高齢者・子育て家族など、見守りや支え合いの社会を築いてきましたが、新しい生活様式に対応するため、オンラインツールの活用も重要です。特に介護や福祉分野では、ロボット技術やICT等の導入を用いたケアモデルの支援、個人の健康データの利活用の推進などを図り、健康寿命の延伸につなげていくべきです。こうした課題にどう取り組まれているのか、見解を伺います。

4点目、新たな日常の構築に向け、様々な生活現場で感染拡大を防ぐ取組が必要と考えます。例えば多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効です。本町においても、生活上のリスクを下げるための取組を推進すべきと考えますが、どう取り組まれていくのか、見解を伺います。

最後、5点目、新型コロナウイルスとの共存、ウイズコロナ時代、今や感染拡大もごく身近で起こるようになってきました。そんな中、感染者や医療従事者に対するネット上でのいわれなき誹謗・中傷は後を絶ちません。新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ続くことが予想されます。今月1日、岐阜県知事より、ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が発表されたところです。ともに県下の全市町村長が呼びかけをしています。本町として、こうした課題にどのように取り組まれるのか、見解を伺います。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 中村議員の5点目のネット上での誹謗・中傷に対する課題をどのように取り組むのかにつきまして、私から人権教育・人権啓発の視点からお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者や医療従事者に対しまずコロナハラスメントにつきましては、社会的な問題となっております。去る9月1日でござ

いますけれども、私もサインをいたしましたけれども、岐阜県知事が県内42市町の市町村長と連名で、ストップ「コロナ・ハラスメント」の宣言をいたしました。また、8月には、文部科学大臣から保護者や地域の皆様へのメッセージを出しているところでもございます。

一方、垂井町でございますけれども、7月31日付で垂井町教育委員会と垂井町小・中学校長会からの各家庭に、感染症に関わる差別・偏見の防止と人権への配慮についてのお願いをさせていただきました。不確かな情報をうのみにせず、また拡散しないようにすることなどの呼びかけでございます。

いまだ未知な部分も多く、恐怖心などから起きます誤解や偏見がそうしたことに結びついてるものと思いますけれども、いわれなき誹謗・中傷につきましては絶対にあってはならないと、そのように考えております。

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があることから、感染された方に対しては思いやりを持つこと。そして、また最前線で治療に当たられております医療従事者や関係者の方々に感謝の気持ちを持つことが大変重要でございます。こうしたことも踏まえまして、御案内のとおり垂井町では相手に対します思いやりと感謝の気持ちを大切にするあったかい言葉がけ運動の推進を進めているところでもございます。

今年度の人権フォーラムでございますけれども、ネット上でのいわれなき誹謗・中傷を防止するための内容も取り入れてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、そのほかの質問に関しましては、それぞれ所管の課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 私からは、中村議員の御質問のうち、1点目のICT環境整備の進捗状況についてお答えをいたします。

今日のコロナ禍の状況におきましても、万一の大規模災害の発生時におきましても、子供たちの学びを保障できる環境を実現していくために、ICT環境の整備を進めることは喫緊の課題であると認識をしております。

本町におきましては、今定例会の第1日目におきまして、GIGAスクール用のタブレット端末の取得と校内LAN整備業務の請負契約につきまして、議員の皆様方に御理解をいただき議決を賜りました。本年度中にGIGAスクール構想の実現に向けて、1人1台のタブレット端末の整備と高速大容量の通信ネットワークの整備を一体的に進めてまいります。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の動向なども見据え、3密を防ぎながら切れ目のない学習環境を提供していくためには、大型ディスプレイ装置を活用した分散授業の展開やウェブ会議システムを活用したオンライン授業の実現についても検討していく必要があるものと考えております。

そのため、今後、計画的に大型ディスプレイ装置の整備を進めてまいりますとともに、オンライン授業の際に必要なウェブ会議システム用のライセンスの取得や、インターネットに接続できる環境が整っていない御家庭のための貸出用モバイルルーターの取得についても、国の補助制度を活用して整備する方向で現在手続を進めているところでございます。

あわせて、本年度中に各学校のICT担当教師によって構成する組織、現時点では仮称でございますが、ICT活用推進チームを設置し、タブレット端末導入後の活用方法などを検討してまいりますとともに、次年度以降におきましては、ICT支援員の配置と活用についても計画してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、GIGAスクール構想の実現に向け、現在、年度の方針などをまとめたロードマップや、オンライン授業の準備も含めたICT環境の整備計画について、本年度中に作成できるように努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

〔生涯学習課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 私からは、中村議員の2点目の御質問、文化芸術、図書館、公共の施設など密を可視化するためのオンライン情報や、アプリなどを活用した予約システムの確立等について、現在の取組状況と今後の見通しについてに関わりまして、演壇よりお答えをさせていただきます。

各施設での新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策につきましては、垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、屋内施設では収容定員の半分以下で対応しているところでございます。

現在、文化会館など利用者が特定できる施設につきましては、密集とならないよう、原則、事前予約制により利用人数・利用内容を把握し、施設の貸し出しを行っております。また、予約の状況によりましては、複数の部屋や施設に分かれて、密集とならないよう配慮する対応を取っております。

一方、タリピアセンターなど利用者が事前に特定できない施設につきましては、必要最低限の短い時間での御利用としていただくよう注意喚起し、密集とならないよう対応をしております。また、6月から8月の1日の平均利用者数につきましては、昨年は450人ほどでしたが、今年は230人ほどに減少をしております。外出の自粛などにより、多くの方の御協力により、密集・密接の状態を回避できていると考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第3波、第4波の到来も危惧されており、今後の感染状況によりましては、自宅にいても各施設の利用状況が分かたり、予約ができたりするシステムの導入はメリットがあると考えております。しかし、その際のシステム導入に多額の費用がかかることから、導入につきましてしっかりと検討してまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の3つ目の御質問、ロボット技術・ICT等の導入を用いたケアモデルの支援及び個人の健康データの利活用等による健康寿命の延伸への取組についてお答えさせていただきます。

現在、国民の約4人に1人、本町におきましても約3割の方が65歳以上の高齢者となっており、団塊の世代の高齢化など、今後その割合は増加し続けることが予想されています。これにより、将来、支える側の担い手不足が懸念され、労働力の供給制約により必要な医療・介護システムをいかにして維持し、安定して提供していくのが早急に対応すべき課題となっております。

これらの課題を解決していくために、国では、職場環境の整備、業務の明確化と役割分担、また情報共有の工夫など、生産性の向上に関するガイドラインを示しているところでございます。その具体的な例の一つとして、ロボットセンサーやICTを用いることで、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、経営の効率化につなげるとともに、サービスの質の向上や利用者の満足度の向上にもつながる可能性があるとしています。

一方、介護事業所等においては、新しい生活様式を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応として、入所者の感染防止対策を徹底した上で、これまでどおり必要なサービスを継続して提供することが求められていることから、町内の各介護施設や事業所においては、その対応策として施設の玄関に設置したモニターをオンラインで結び、入所者と家族との面会を可能にするなど、感染症防止に配慮した取組が進められています。

また、保健センターでは、国民健康保険中央会が開発した国保データベースシステムを利用し、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度及び特定健診等の審査支払業務でのそれぞれの情報を、個人の健康データとして総合的に活用しています。その一つといたしまして、現在、表佐・府中地区において実施しています健康づくり推進地区モデル事業におきましても、このシステムのデータを活用して健康カルテを作成し、地域の健康状態を数値化することで地域住民の健康づくりへの関心を高めるとともに、健康づくりへの取組の推進や生活習慣の見直しを促すことで、健康寿命の延伸につながっているところでございます。

以上、中村議員の3つ目の御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 藤江和明君。

〔税務課長 藤江和明君登壇〕

○税務課長（藤江和明君） 私からは、中村議員の4つ目の質問、生活上のリスクを下げるための取組について、収納対策の観点からお答えさせていただきます。

現在、町においては、町税や保険料、水道料金などの使用料については、口座引き落としの方以外は納付書において役場や銀行の窓口、また平成30年度からサービスを開始しましたコンビニに出向いていただき、納めていただいているのが現状であります。

新型コロナウイルス感染症の一般的な感染原因は、飛沫感染及び接触感染と言われており、新しい生活様式においても、人と人の接触機会を減らす取組の推進が求められていることから、町においては、納付書のバーコードをスマートフォンの決済アプリで読み取り、支払いができる仕組みの導入を検討しております。この仕組みの導入により、役場や銀行の窓口、またコンビニに行かなくてもよくなるため、人と人の接触リスクの軽減並びに、出向く手間や役場、銀行などの営業時間を気にしなくて済むことから、住民サービスの向上にもつながるものと考えます。

また、役場で発行します諸証明の手数料や施設使用料においても、キャッシュレス決済の導入を併せて検討しております。キャッシュレス決済の導入により、現金の受渡しによる接触機会を減らすとともに、現金の出し入れや金額の確認作業などがなくなり、利便性や効率性の向上が図れるものと考えております。

今回上げさせていただいた対策の構築に当たっては、皆様に安心して利用していただけるよう情報セキュリティなどの対策には十分配慮し進めさせていただきます。

以上、今後もコロナ禍による生活上のリスク軽減対策を推進してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、中村議員の御質問の4点目、生活上のリスクを下げるための取組について、窓口業務の観点からお答えさせていただきます。

感染症拡大により、窓口の混雑やオンライン手続など自治体の業務課題が顕在しており、デジタル化、オンライン化推進の必要性を認識しているところでございます。そこで、当町では、国からの財源を原資とし、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付システム導入を進めてまいります。ICTを活用した新型コロナ対策の非来庁型対策として、行政証明書が自治体の庁舎以外でも取得できるため、窓口の混雑緩和や非対面での申請・交付という面で感染症予防対策に有効な手だてとなるものでございます。

コンビニエンスストア等に設置されましたマルチコピー機におきまして、マイナンバーカードを利用し、住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、所得証明書等が取得できるサービスで、来年の秋頃の稼働を目指してまいります。

なお、このコンビニ交付システムは、感染症対策のみにとどまらず、閉庁日や早朝・深夜にも利用できること、また地震などの災害時や緊急事態時にも全国どこでも取得ができるといった大きなメリットがございます。住民の皆様にはマイナンバーカードを取得していただき、御利用をしていただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 私からは、中村議員の4点目の御質問、生活上の感染リスクを下げ
るためにどう取り組まれるのかにつきまして、産業課が所管しております商工振興の観点から
お答えさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症緊急対策としまして、商工事業者の方々を対象に様々な支
援対策を実施しているところでございます。

このうち、お尋ねの新しい生活様式に関する取組といたしましては、飲食店内での飲食時に
おける感染防止対策の一環としまして、飲食物のテークアウト、または食器の回収を必要とし
ないデリバリー事業への新規参入に係る初期費用を補助する垂井町飲食店テークアウト及びデ
リバリー参入促進事業を6月から実施しております。

また、新しい生活様式にのっとなって感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む町内の企
業や店舗等事業者の方に対しまして、衛生対策・飛沫防止対策に必要な費用を支援する感染防
止対策事業支援金制度の運用を9月1日から新たに開始したところでございます。

こうした取組によりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持の
両立を図り、新しい生活様式に対応した店舗・事業所等の推進が安心・安全な町民の生活につ
ながるものと考えております。

また、感染の終息が見通せない状況で、長期化することも視野に、今後も状況に応じた対応
が必要と考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

各課にわたり、新しい生活様式に向けた様々な取組を紹介していただきまして、住民にとっ
ては安心につながっていくことと思います。

1点だけ、GIGAスクール構想のところですが、コロナ禍の中で担当課が一日も早く子供
たちに1人1台タブレットということで御努力いただいて、感謝を申し上げたいと思います。
先ほど課長の答弁の中にもありましたが、今後、災害や感染症といった緊急事態のとき、要す
るに児童・生徒が端末を持ち帰り、オンライン学習もできるよう、通信環境が整わない家庭へ
のモバイルルーターの貸与が必要であると思います。現在、そういうWi-Fi環境の調査は
なされているのかということと、調査をされてどれぐらいの台数を用意したらいいのかなとい
うことをお伺いして、再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 再質問の答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。

御家庭のネットワーク環境の調査でございますけれども、こちらは本年度に入りまして5月
に1度調査をさせていただいております。その中で、インターネットのほうに接続の環境が
ないというお答えをされた御家庭につきましては、およそ小学校で3%、中学校で約1%で
ございます。

これに基づきまして、また国の補助制度にのっとりまして、今後貸出用のルーターのほうの整備をしてまいります。台数につきましては国の補助制度と併せて調整をさせていただきたいと思っておりますので、御容赦を賜りますようお願いをしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私からは、子供を取り巻くスマートフォンの現状についてお伺いをしたいと思います。

現在、私たち大人においては、スマートフォンはほぼ必需品となっております。便利な反面、課金トラブル、出会い系サイトでのトラブル、ネットいじめ、不適切情報の発信による炎上、ネット依存など様々な大きな問題も発生し、社会問題となっております。

子供には、いつ頃からスマートフォンを持たせればよいか。友達が持っているから自分も欲しいとせがまれる。持っていないと仲間外れにされるのではないか。いずれいじめに遭わないだろうか。いろいろと親にとっては悩まされるところでございます。

仮に子供にスマートフォンを使わせるのであれば、私は何よりも使い始めが肝腎であると思っております。子供が安全に正しく使用するためには、保護者が正しい知識を得ることが重要であると思っております。スマートフォンと日常を共にする時代です。子供たちがスマートフォンとどのように向き合っていけばよいか。これは、避けられない重要な問題であると考え、お尋ねをいたしたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、当町におきまして、小・中学校の児童・生徒のスマートフォンの保有率は把握されているか。また、把握されていなければ現在の状況についてお尋ねをしたいと思います。

2つ目でございますが、当町において、現在スマートフォンに係る小・中学校の児童・生徒、あるいは児童・生徒間におけるトラブルはあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

3つ目といたしまして、スマートフォンの使用に関する啓発については、既に各小・中学校で行われていると思っておりますけれども、どのように行われているかお尋ねをしたいと思います。

4つ目といたしまして、現在スマートフォンを使用する低年齢化が問題視されておりますけれども、小学校低学年、あるいは乳幼児期の保護者に向けて啓発等の場はあるのかをお尋ねしたいと思います。

5つ目として、学校側として児童・生徒のスマートフォンの保有をどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

以上でございますが、分かりやすく丁寧に御答弁いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 乾議員の御質問、子供を取り巻くスマートフォンの現状につきましてお答えをいたします。

まず1点目の御質問、本町において、小・中学校の児童・生徒のスマートフォンの保有率は把握をしているかについてでございます。

本町における小・中学校の児童・生徒のスマートフォンの保有率について、本年度の調査はいたしておりません。令和元年度に岐阜県教育委員会が実施をいたしました情報モラル調査の結果を基に、本町の状況についてお答えをさせていただきます。

あなたは自分の携帯電話を持っていますかという質問に対して、「持っている」と回答した児童・生徒の割合は、小学校の低学年で23%、高学年で45%、中学生で65%となっております。また、あなたは自分のスマートフォンを持っていますかという質問に対して、「持っている」と回答した児童・生徒の割合は、小学校の低学年で10%、高学年で26%、中学生で53%となっております。

次に、2点目の御質問、本町において、現在スマートフォンに係る小・中学校の児童・生徒、あるいは児童・生徒間におけるトラブルはあるかについてお答えをさせていただきます。

件数や具体的な事案の内容は控えさせていただきますが、小・中学校からの報告によりますと、数は多くはございませんが、スマートフォンやパソコンに係る児童・生徒間のトラブルはありとお聞きをしており、また現在は解決しているとお聞きをしております。

次に、3点目の御質問、スマートフォンの使用に関する啓発については、各小・中学校でどのように行われているかについてでございます。

携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用に当たっては、正しい知識や情報モラル、情報セキュリティについて指導する必要があると考えております。小・中学校では、特別の教科道徳において、どの学年の教科書にも携帯電話やスマートフォン等を題材としながら、児童・生徒の発達の段階に応じた学習が位置づいております。

こちらが道徳の教科書でございますが、例えば、これは小学校1年生でございます。小学校1年生では、スマートフォンってどうやって使うのという題材で、スマートフォンやタブレットの使い方についてクイズ形式による学習をいたしております。また、小学校6年生では、携帯電話やスマートフォンの使用時間について、グラフを使って長時間使用することによる様々な問題について考えるような学習をしております。

こうした特別の教科道徳の学習に加え、スマートフォンの保有率が高い中学校におきましては、教科の授業においてもスマートフォンの使用や情報モラルに関わる学習を行っております。社会科公民分野では、インターネット上への無責任な投稿や書き込みなどによる人権問題について、また保健体育科ではインターネットやスマートフォンなどによる情報への正しい対処の仕方などについてを学習します。そのほか、家庭科では消費者トラブルの未然防止、技術科では情報機器や情報通信ネットワークの適切な使用方法、情報モラル、著作権の知的財産権などを学習いたします。

また、これら教科の学習に加えて、児童・生徒や保護者を対象に携帯電話やスマートフォンの使い方について啓発活動を行ってまいりました。例えば小学校の中には、昨年度、児童及び保護者を対象に外部から講師を招いて講習会を開催した事例もございます。さらに、新聞やニュース等で情報モラルやネットトラブルに関わる内容が話題になったときには、朝の会や帰りの会、また保護者会や三者懇談などの場において積極的に取り上げたり、意見交流をしたりするなど、日常的に指導しているところでございます。

次に、4つ目の現在スマートフォンを使用する低年齢化が問題視されているが、小学校低学年、あるいは乳幼児期の保護者に向けて啓発等の場はあるのかという御質問についてお答えをいたします。

先ほど、令和元年度岐阜県教育委員会が実施をいたしました情報モラル調査の結果を基に、本町のスマートフォンの保有率をお答えいたしました。その調査には、持っているスマートフォンにフィルタリングがされているかという質問がございました。その回答では、スマートフォンを保有している児童・生徒のうち「フィルタリングをしている」と回答したのは、小学校低学年で27%、高学年で58%、中学生で61%でございます。小学校低学年のフィルタリング利用率が一番低い状況でございます。

議員御指摘のとおり、スマートフォンを使用する低年齢化が問題視されているところではございますが、この調査結果では、低学年の児童のフィルタリングの利用率の低さも問題であると感じております。そのため、町教育委員会といたしましても、低学年の児童の保護者の方々などへの啓発が重要であると考えております。

今年度開催を計画しております人権フォーラムでは、携帯電話やスマートフォンによる誹謗・中傷の防止のため、情報モラルの内容を取り入れ、小・中学校PTAやこども園などの保護者会にも参加を呼びかけ、広く啓発を進めていく予定でございます。また、引き続き小学校の家庭教育学級におきましても、積極的にフィルタリングサービスの利用について啓発していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、5つ目の御質問、学校側としては児童・生徒のスマートフォンの保有をどのように考えているのかについてお答えをいたします。

携帯電話は、小・中学校における教育活動に直接必要のないものであると考えております。携帯電話やスマートフォンを児童・生徒が保有するかどうかについては、まずは保護者があるその利便性や危険性を十分に理解していただいた上で、御家庭において必要性を判断していただくことが重要だと考えております。

また、もし携帯電話等を持たせる場合には、御家庭においてその理由に関するルールづくりを行っていただくことが必要であると考えております。将来を生きる子供たちは、スマートフォンの利活用の場面が拡大する中で社会生活を送ることになるに違いありません。スマートフォンの利便性という光の面とトラブルや危険性などの陰の面を十分に理解して、児童・生徒が豊かな生活を送ることができるようにするために、情報モラル、情報エチケット、情報セキュ

リティーなどについて、学校、家庭、地域社会が一体となって指導していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、乾議員の4つ目の御質問、スマートフォンを使用する低年齢化が問題視されているがの中で、幼児期の保護者に向けての啓発等の場についてお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、スマートフォンの使用の低年齢化は、幼児期の発育にとって心配すべき課題の一つであると考えております。こうしたことから、保健センターでは、妊娠届の提出時に母子健康手帳と併せ、妊娠期から出産後まで安心してお過ごしいただけるよう、参考となる冊子やリーフレットをお渡ししております。お渡しする母子健康手帳や冊子には、幼児期においてはDVDやスマートフォンを見ることよりも、一緒に絵本を見て遊ぶことなど親子の触れ合いの時間を増やすことの大切さ、またスマートフォンなどの小さな平面画面の長時間視聴は、視力の発達などの妨げになる可能性があることについての注意を促しているところでございます。

また、10か月、1歳6か月、3歳児の乳幼児健診時には、保健師が日常生活についてのヒアリングを行う中で、テレビやDVD、スマートフォンの利用状況などを把握しております。割合的には少ないのですが、長時間利用などの問題が見受けられる場合は、改めて親子の触れ合いの大切さ、言葉や視力の発達への影響についてお話をさせていただいているところでございます。

保健センターを来所していただくと、公益社団法人日本小児科医会が作成した「スマホに子守をさせないで！」の見出しのポスターを掲出し、幼児期の保護者に限らず、広く来所者、町民の皆さんへも周知・啓発を行っているところでございます。

今後も引き続き、あらゆる機会の場において、幼児期のスマートフォンの使用による影響について啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁大変ありがとうございました。

具体的にお話をさせていただきました。いずれにいたしましても、スマートフォンに関しましては今後も社会問題にならないことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤省治君） 13番 栗田利朗君。

〔13番 栗田利朗君登壇〕

○13番（栗田利朗君） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

河川整備・修繕についてであります。

九州熊本を中心に甚大な被害をもたらした豪雨は、球磨川の氾濫で壊滅的な被害を受け、多くの方が犠牲となりました。7月の豪雨災害地は、九州から東北まで広範囲にわたり、岐阜県においても下呂市など多くの地域に被害が広がりました。8月には、垂井町でも1時間に100ミリを超えるほどの大雨が降りました。町内におきましても、安心・安全面を考えますと大丈夫かなと思われる箇所が少なからずございます。

例を挙げますと、土砂が積もって河床が高くなり、橋桁まで1.5メートルのところもあります。河川敷内の樹木、竹やぶなど、川の中に竹やぶがあるのか、竹やぶの中に川があるのか分からないような場所があります。災害に強い河川、砂防整備に2,241万8,000円の予算が組まれています、まだまだ不十分だと私は感じております。予算に限りがありますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

また、河川のパトロールは年何回ぐらい行われていますか。町内の橋も大丈夫と言えますか。5年に1度見回っていると聞いておりますが、橋梁の耐震診断、定期点検調査をするだけでしょうか。点検結果に基づき修繕実施されていると思いますが、いかがでしょうか。河川の川底の改修、修繕も定期的に行われているのかお尋ねします。

毎年、北部地域の自治会要望で河川の樹木伐採などが出されておりますが、なかなか行ってもらえないのが現状ではないでしょうか。地域の人々は、草刈り機やチェーンソーなどで河川の整備を行っていますが、草刈り機やチェーンソーだけでは対応し切れない状態であり、年々樹木や竹やぶなど大きくなるばかりであります。この現状をどう思われますか。今手を打たないと、大変なことになりかねません。どのような対策を考えておられますか、お尋ねします。

町長の選挙公約では、自治会要望を重視し、3現主義で町民目線の政治を進めますと言われました。県も垂井町だけの要望を聞くとは言えないかもしれませんが、何度も県へ足を運んでお願いする努力が必要だと思っておりますが、早野町長の所見をお伺いします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 栗田議員の御質問の河川整備・修繕につきましてお答えをさせていただきます。

最後のところで、何度ももっと県へ足を運ぶ努力をせよということでございますが、議員御案内のとおり全国の各地では、近年の異常気象によります想定外の洪水、そしてまた甚大な被害を受ける中、垂井町の住民の皆様からも毎年のように河川の樹木伐採、そしてまた堆積土撤去等の御要望をいただいております。いただきました御要望の扱いでございますけれども、担当課はもちろんでございますが、現地の確認はもちろん、県の大垣土木事務所と連携を図りながら、計画的かつ緊急度に応じまして対策を講じているところでございます。

また、毎年大垣土木事務所に対しましては、土木行政要望書を提出いたすとともに、地元の皆様からいただきました御要望、あるいは日常発見されました要望箇所等につきましても、随

時所管からもお願いをさせていただいておるところでございます。加えて、会議等で所長さんにお会いした際にも、私はもちろんでございますけれども、所管の課長、ときには担当者とも直接重ねて事業の推進を度々お願いをしておるところでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

ここで、令和元年度から2年度の事業実績を少し申し上げたいと思いますけれども、河川整備事業が2か所、護岸復旧等事業で6か所、樹木伐採、そして河道掘削等事業で7か所、砂防堰堤関連事業で7か所、橋梁補修事業で3か所と、要望全てとは申しませんが、実に多くの事業を実施していただいております。

今後とも住民の皆様の声に耳を傾けながら、関係機関と密な連携を図りながら河川の適正な維持管理に取り組んでまいりますので、御支援、御協力を併せて御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、そのほかの関連の質問につきましては、建設課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、栗田議員御質問の河川整備・修繕についてのうち、河川・砂防整備に係る予算と河川及び橋梁の定期点検状況、また河川改修及び維持・修繕についてお答えさせていただきます。

近年、全国各地で過去に例を見ない集中豪雨が増加し、水害が頻発し、激甚化しています。このような事態を受け、平成27年度には水防法が改正され、国及び県より想定最大規模に拡大した各管理河川の浸水想定区域が公表されました。本町におきましても、公表された関係河川の浸水想定区域を基に、昨年度、垂井町洪水ハザードマップの見直しを行ったところでございます。

このような中、本年度当初予算で災害に強い河川・砂防整備といたしまして、2,241万8,000円を予算化いたしました。本予算で全ての御要望に対応することはできませんが、計画的に河川修繕工事、河川整備工事を進めるとともに、今年度新たに樹木伐採・土砂しゅんせつ業務委託を予算化いたしまして、河川・砂防整備に努めているところでございます。

次に、河川及び橋梁の定期点検状況についてでございますが、議員御指摘のとおり、道路主要構造物となる橋梁等は、平成25年の道路法改正等を受けて、平成26年より管理する全ての橋梁等について5年に1度の近接目視点検が義務化されました。本町におきましても、管理する152橋の橋梁及び横断歩道橋の点検を計画的に実施しており、平成30年度に1巡目の点検が終了したところでございます。

点検結果といたしましては、早期に措置を講ずべき状態の橋梁が5橋ございまして、この5橋につきましては、計画的に補修事業を実施しております。さらに、この5橋以外の予防保全段階の橋梁につきましても、随時修繕を実施していくところでございます。

また、河川の点検についてでございますが、町内には岐阜県で管理しております相川や岩手川等の1級河川のほか、垂井町で管理しております大石川や大谷川等の普通河川が幾つも流れておりますことから、岐阜県大垣土木事務所と垂井町とで連携を図りながら、毎年出水期前に町内を流れる1級河川及び普通河川の点検を実施し、施設状況及び樹木や土砂等による河川断面阻害状況等を確認しております。加えて、台風や異常気象による豪雨後におきましても、同様に河川状況の把握に努めております。

河川改修及び維持修繕につきましては、点検と同様に県大垣土木事務所と連携して計画的に実施をしております。特に、氾濫時に大きな被害を及ぼす可能性が高い1級河川につきましては、現在、泥川上流部河川改修事業や相川及び岩手川の樹木伐採、河道掘削を県大垣土木事務所において実施しております。

また、土砂流出を伴う砂防指定地内の河川・溪流におきましても、県大垣土木事務所において砂防事業を実施しております。平成30年度には、久保川支流の菩提田谷に砂防堰堤を新設しております。さらに、毎年既存の砂防堰堤の上流に堆積した土砂を計画的に取り除くことで、砂防堰堤の機能回復を図っているところでございます。

今後も、関係機関と連携を図りながら河川等の適正な管理に努め、計画的に整備・修繕に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） ありがとうございます。

河川につきましては、県が管理していることがほとんどですので、一般質問は再質問させていただきません。ですけど、河川整備・修繕について今後ともよろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は10時15分といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） 2番 廣瀬隆博です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、地の利を生かした居住環境施策について町長にお尋ねします。

このたびの新型コロナウイルスにより、日本全体の経済が低迷している中であって、それでも将来に向けた展望を持つことが肝要と考えます。

そこで、当町では、人口減少を増加の方向に諸施策を進めてこられました。その一環といえますか、これまでになされた土地区画整理事業によって人口の増加と町民税等の税収が伸びたことと思っておりますが、例えば南新井地区における新井土地区画整理事業に伴う現在の入居戸数

と人口増及び土地家屋の固定資産税や住民税の伸びは、区画整理事業以前に比べどれほどになっているのか。また、東神田地区や地蔵地内の区画整理事業についても、新井土地区画整理事業と同様の概要をお尋ねいたします。

次に、交通の便等、地の利を生かした土地区画整理事業等、居住環境施策を進めることが将来にわたる人口増や税収の原資につながるとの有識者の声も聞く中で、私も同様の考えを持つ一人ではありますが、町長の展望をお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、2点目の御質問、区画整理事業等居住環境施策の展望につきましてお答えをさせていただきます。

冒頭に、土地区画整理事業について少し御説明を申し上げたいと思いますが、土地区画整理事業につきましては、宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、あるいは公共施設の新設・変更を行いまして、健全な市街地を造成して公共の福祉を増進する事業でございます。

住宅地の供給をはじめといたしまして、中心市街地の活性化や流通業務、工業団地の整備・誘致など多種多様な事業に活用されるとともに、居住環境の整備や人口増加に向けた有効な手段であると認識をいたしております。

岐阜県下の施行状況を見ても、土地区画整理事業全体で261地区の実績がございます。個人施行によります実施で12地区、組合施行によるもので221地区、地方公共団体施行によるものでは25地区、その他では3地区となっております、組合施行によりますものは全体の85%となっております。

これまで垂井町で実施をまいりました土地区画整理事業につきましては、4地区ございますけれども、いずれも組合施行によるものでございます。

事業を実施した目的でございますけれども、未利用地の乱開発を抑制するために一体的な土地利用の増進を図る目的から実施したという経緯がございます。しかしながら、土地区画整理事業を進めていく上で一番重要なことは、まず道路・公園などの公共用地を生み出すために土地の一部を提供しなければならず、減歩という手法を用いまして土地が減少することでございます。加えて、換地処分という手続から従前の土地が他の場所へ移動する可能性があることなど、いずれも今申しました内容を十分理解した上で地権者の合意形成を図ることが大切でございます。

したがいまして、区画整理事業の推進につきましては、土地所有者をはじめ地域の気運等を十分注視しながら、垂井町といたしましても支援していく考えでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

全国他市町も同様でございますけれども、垂井町にとりましても最大の課題は人口減少への対応でございます。現在見直しを進めております垂井町都市計画マスタープランの方針に基づ

きまして、地の利を生かした快適な居住空間の推進に向けて引き続き取り組んでまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

なお、1点目の御質問等につきましては、建設課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、廣瀬議員御質問の1点目、従前の区画整理事業による人口や戸数、税収の概要につきましてお答えさせていただきます。

町内では、これまでに府中地区、神田地区、地蔵地区、新井地区の4地区において、総面積46.86ヘクタールの区画整理事業を昭和53年から平成11年にかけて実施してまいりました。御質問の区画整理事業による人口や戸数の伸びにつきましては、区画整理区域内のみを対象とした資料はございませんので、区画整理区域を含んだ自治会の人口と世帯数の集計でお答えをさせていただきます。また、人口等の推移を確認していただくため、各地区整理事業の着手年度と直近の令和元年度の数値を比較してお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、府中地区につきましては、昭和53年度に事業に着手し、平成2年度に事業を完了しております。施工面積は14.49ヘクタール、事業主体は地権者による組合施行でございます。昭和53年度の府中第4、府中第5、南清水、東2の1の自治会の人口は、合計で1,237人、世帯数は306世帯、令和元年度の人口は1,774人、世帯数669世帯となっております。人口の伸びとしましては、事業着手年度の昭和53年度と令和元年度の人口を比較しますと、約1.4倍の増加、世帯数では約2.2倍の増加となります。

続きまして、神田地区につきましては、昭和60年度に事業に着手し、平成7年度に事業を完了しております。施工面積は19.92ヘクタール、事業主体は地権者による組合施行です。昭和60年度の神田2、神田3、神田4自治会の人口は、合計で291人、世帯数は77世帯、令和元年度の人口は1,157人、世帯数は476世帯となっております。人口の伸びとしましては、事業着手年度の昭和60年度と令和元年度を比較しますと、約4倍の増加、世帯数で約6倍の増加となります。

続きまして、地蔵地区につきましては、昭和63年度に事業に着手し、平成8年度に事業を完了しております。施工面積は6.61ヘクタール、事業主体は地権者による組合施行です。昭和63年度の駒引自治会の人口は、合計で459人、世帯数は133世帯、令和元年度の人口は774人、世帯数は333世帯となっております。人口の伸びとしましては、事業着手年度の昭和63年度と令和元年度を比較しますと、約1.7倍の増加、世帯数では約2.5倍の増加となります。

最後に、新井地区でございますが、平成6年度に事業に着手し、平成11年度に事業を完了しております。施工面積5.84ヘクタール、事業主体は地権者による組合施行です。平成6年度の新井自治会の人口は、合計461人、世帯数は113世帯、令和元年度の人口は563人、世帯数は184

世帯となっております。人口の伸びとしましては、事業着手年度の平成6年度と令和元年度を比較しますと、約1.2倍の増加、世帯数では約1.6倍の増加となりました。

次に、4つの区画整理事業に係る税収の伸びについてでございますが、区画整理区域ごとの各世帯の土地・家屋の固定資産税と個人住民税を集計し、各年度で比較することは大変難しく、町全体の税収につきましても、各年度の景気動向や社会情勢等の影響が大きく反映されますことから、区画整理事業の効果を判断する税収の状況をお答えすることはできません。

ただ、土地区画整理事業の特徴は、面的に整備する手法であることや既存コミュニティーを維持する効果が上げられるとともに、多様な事業目的として多様な財源の確保ができることも大きな特徴として上げられます。土地区画整理事業を居住環境の整備や人口増加に向けた施策の有効な手法の一つとして捉え、今後も居住環境整備の推進に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） ありがとうございます。

今具体的な数字を出していただきまして、大体人口的には1.2倍から1.6倍というような増え方で、固定資産税とか税収については出しにくいということでございますが、想像したらかなりの税収があったのではないかなと思っております。

さて、地の利はとても大きな戦力になるかと思いますが、当町におきましては、JR東海道本線垂井駅、また名神高速道路は西へ行けば関ヶ原インターチェンジ、南へ行けば養老スマートインターチェンジ、東へ行けば東海環状自動車道、大垣西インターチェンジです。東海環状自動車道は、2024年には東海北陸自動車道へのアクセスが完了し、また2026年には養老からトンネルで三重県の北勢町へ抜け、四日市ジャンクションにつながると聞いております。中部圏の主要工業地帯、港湾への利便性、また関西圏、関東圏を結ぶ多様なルートで早くつながるといふことになります。

また、プラス、当町は地震に強い、地盤が固い、それとまた水害とか災害が比較的少ないと思っております。多くの利点がございます。先ほど、垂井町では、新井地区では平成6年事業許可されて11年に終了していて、一番最後にやられたのが新井地区で、それ以来約20年過ぎております。過去の土地区画整理事業の費用対効果は十分にあったと今の御答弁で理解いたしております。

無秩序な宅地開発は、ややもすると虫食いの状態の市街化になると言われております。土地区画整理事業は、道路や排水路、また公園が整備される、また防災上の安全が保てるなど、快適な居住環境をつくり出すのが土地区画整理事業だと考えております。町民の理解が得られれば、ぜひこの施策を実施してはどうかと考えます。ただ、当町、最初に述べましたが、近隣の町村と密接な関係がございます。今日も傍聴に近隣の議員さんも来ていらっしゃいますが、それぞれの地域から人を引っ張ってくるのは西濃地区にとっては同じことでございます。ぜひ近隣市町村から引っ張ってくるだけではないに、関東圏、関西圏、また名古屋圏から、人口増加

についてのことでございます。ぜひ人口増加を考えて、今の居住環境整備をつくるに関しましても、そういうIターンとかUターンも考えた人口増加も考えていただきたいなと思っております。

そのことについて、副町長、もしよろしければ御答弁いただきたいんですけども、お願いします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 廣瀬議員からの再質問でございますが、私の御指名ということですのでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず御質問につきましては、どちらかというところ居住環境施策というよりも人口増ということの内容かと思っております。近隣の市町さん、具体的には関ヶ原町さんということも名前が出ましたけれども、関ヶ原町さんとはやはり隣接する自治体さんということで、当然のことながらJR東海道線沿い、そしてお隣ということで住環境・生活様式も似ております。そしてまた、自然環境、観光もかなり重なる部分がございますので、そういうものを含めて関ヶ原町さんとできれば協議、また連携をしていけるのであれば、そのような機会があれば進めてまいりたいなと思っておりますけれども、ただやはり自治体が違いますと施策というものがそれぞれありますので、今のような内容がマッチングしていくかどうかというのはまだ分かりませんが、そういうような方法を広域で考えるというのが一つあるのかなと思っておりますので、今後機会があればそのような取組も考えてまいりたいなと思っております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） ありがとうございます。

今日の一般質問でございますが、私は居住環境施策について、まず人口減少を増加の方向に持っていく諸施策についてということでお聞きいたしました。そういった中で、やっぱり本当に近隣市町がそれぞれ取り合いしたところで変わらないということ、昨日もよその議会のテレビを傍聴していたら、そういうような意見がたくさん出ておりました。そういうようなことでつけ加えさせていただきました。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳理君） 5番 藤墳でございます。

議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入ります。

私のほうからは、垂井町公共施設アクションプランについての今後の見通しをお尋ねいたします。

2019年3月に公表されました公共施設アクションプランですが、1年以上経過し、この間様々な社会情勢の変化や新庁舎周辺施設の購入など、公共施設全体を見ても大きく状況が変化をしております。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢の変化は、我々町民生活にも

大きな変化をもたらしました。感染予防のための手洗い、アルコールの消毒、マスクの着用や外出の制約など、これまでの生活を一変させる出来事となりました。大人ばかりではなく、子供たちの幼児施設や学校施設など、休園・休校、多くの公共施設の利用停止も含め、活動の自粛を求められる生活が続いてきました。活動が再開されても、ソーシャルディスタンスが求められ、人数の制限や検温などまだまだ制約のある生活となっております。

その中で、第6次総合計画を基に策定された公共施設アクションプランは、およそ40年の施設管理を想定し、おおむね2027年度までの更新需要の高い施設について、集約化と再配置を目指して経費の節減を図っていく考えが示されております。また、施設維持管理については、指定管理者制度の活用と民間移譲を基本的な考えとしております。

公共施設の管理・維持について、基本的な考え方や方向性はおおむね私も同意見でございますが、住民サービスの維持・利便性の向上、再配置・集約化とは相反するものと考えなければなりません。現在位置する施設が統廃合され、違う場所に移転したといたします。近くなられた方は利便性がよくなり、遠くなられた方は利便性が悪くなったと感じます。この視点だけでは判断できませんが、この施設利用において利用者が何か満足度を上げる施策が必要となってまいります。その何かを町のリーダーである町長が考えていかなければならないと強く思っております。その何かは、将来にわたり変わることのないスタンスだというふうに思います。このスタンスに町民が理解をし、アクションプランを進めてよかったと思える計画にしないといけないと思っております。

各公共施設の修繕や建て替えは、おおむねこのアクションプランに掲載されております。一つ一つを洗い出していくことはいたしません、その優先順位や規模については人口動態や町民のニーズを把握しながら進めていかなければなりません。しかしながら、先ほど述べたとおり、社会情勢が大きく変化した現在、来年度以降の税収を含む財政の問題に目を背けることはできません。国や県も同様に交付税や補助金の在り方にも少なからず変化があることも考えられます。さらなる厳しい財政運営が予測されます。将来的には、地方公共団体であってもアクションプランも経営的な手法を取り入れた計画へと修正を加えていく必要があると思っております。

また、新庁舎東館の購入で、施設の集約化や統合に大きな変化をもたらすことに違いありません。旧庁舎における新たな施設にも少なからず変更が生じてまいります。この2か所については、今後のアクションプランに変更・修正をもたらす施設も出てくる可能性がありますので、今後のプランの修正の時期が重要になってくると考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

現在、町長は、公共施設の集約・再配置に対してどのような考えを持っておられるのかお尋ねします。利用者に対し、分かりやすいメッセージとしてお答えいただきたいと思っております。

2点目です。アクションプランの変更にはフレキシブルな対応が重要かと思われませんが、その概要と修正の時期をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

3点目、最後に少し細かいところに入りますけれども、用途廃止となる施設、またその敷地については、どのような方向性で考えていかれるのか。売却、取壊し、再利用など、大きく全体的な考え方で結構でございますので、お示ししていただけたらというふうに思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の御質問、垂井町公共施設アクションプランにつきまして、私から1点目の公共施設の集約・再配置の考え方につきましてお答えをさせていただきます。

垂井町公共施設アクションプランにつきましては、議員御説明にありましたとおり、2016年度に策定をいたしました垂井町公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共建築物全体の修繕でありますとか更新等の発生時期を見通した上で、分野横断的な視点も踏まえながら、今後の移譲・廃止・統合する施設を検討いたし、財政収支を意識した事業化を図るための計画として2018年度に策定をいたしました。

現在の公共施設につきましては、人口ピークを基準としておりまして、今後の人口減少社会におきましては、保有量・規模ともに大きいサイズと相なります。もちろん公共施設は町民の暮らしを便利にいたしますが、人口が減少する時代におきましては、1人当たりの負担は増えてまいります。また、人口の年齢構成が変化していくことに伴いまして、町民皆様のニーズ・需要も変化をいたし、併せて人口減による税収の減少、高齢化によります社会保障の増大など財政の推計を考慮する中で、現在の子供たち、またこれから生まれてくる子供たちが大人になったときに一手に負担を背負わせてはならないと、私はそのように考えております。

現在、議会におきましても庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の設置もされておるところでございますが、公共施設の集約・再配置に当たりましては、行政サービスと町民生活の質が低下することのないように十分配慮しながら適正化を図っていく必要があると、時代とともに求められていると、そのように考えておりますので、何とぞ御支援、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、2点目と3点目につきましては、副町長からお答えをさせていただきますので、重ねてお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 藤埴議員の御質問、垂井町公共施設アクションプランにつきまして、2点目と3点目の質問については私のほうからお答えをさせていただきます。

その前に今年度ですが、公共施設総合管理計画と公共施設アクションプランを踏まえまして、施設調査結果や固定資産台帳等の情報に基づきまして、公共施設の維持管理の優先順位の考え方や対策等を整理し、現在個別施設計画の策定に取り組んでいるところでございます。

それでは、御質問の2点目のアクションプランの変更の概要とその時期についてですが、取組に対しまして、5年単位でその計画期間における施設の総量やコスト、1人当たりの施設保

有量の削減率、サービス水準、安全性等の達成度の確認など効果を検証し、取組の有効性及び他事業へ反映すべき事例等を整理しながら、次の5年間に向けて見直しを行うこととしております。もちろん、議員御指摘のとおり変更にあたりましては、住民ニーズや社会情勢の変化、税金を含む財政の推計を的確に捉え、庁内職員で組織します公共施設等総合管理検討委員会を継承・発展させ、関係各課と連絡体制を強化し、柔軟かつ確実に取組の進捗や見直し等に係る評価検討を行ってまいります。

なお、変更・見直しにつきましては、その都度議会に報告し、さらに公表していく所存でございます。

次に、御質問の3点目の用途廃止となる施設の方向性につきましては、アクションプランでは、公共建築物の延べ床面積縮減目標を30%としているところでございますが、施設の用途廃止にあたりましては、耐震基準など建物の状態や立地条件など各施設の条件によってその方向性を検討していかなければならないと考えております。施設の状況によりましては、用途廃止された施設を別の用途に転用や用途の複合による集約化も考えられるところですが、場合によっては老朽化など安全性が確保できないときは、除却・撤去もあり得ます。

また、施設の管理・運営を法人・団体等が代行します指定管理者制度等への移行や、民間ノウハウが町民へのサービス向上を期待できる施設に対しましては、民間への移譲を検討してまいります。さらに、今後公共施設の整備に充てられます投資的経費が増大していく中、条件を整えば売却というのも一つの有効な方法であると考えているところです。

一方で、これまでも用途廃止の施設につきましては、過去の歴史的背景から見て地元で理解が得られるような対策が必要であるとの御提言もいただいております。特に、地域に根づいた施設や町民の皆様や各種団体の皆様が利用されている施設につきましては、その方向性について御理解いただけるよう努力してまいりたい所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 御答弁ありがとうございます。

特に町長と私、非常に似た考え方を持っておるので、今後こういった公共施設については非常にお任せしてもいいんじゃないかなというふうに思えてなりません。

しかしながら、それほどこの財政状況、またうちが保有する施設については大変多うございます。これは以前にもお聞きしたと思いますけれども、PFI、またクラウドファンディングなどを活用されて、民間活用、その手法等を検討するというふうに以前お答えいただいたんではないかなあと感じておりますが、どのように検討されたのか、その点についてお聞きをいたします。一問一答ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 執行部、答弁ありませんか。

1個ずつどうぞ。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） ただいまの藤墳議員からの再質問でございますが、以前PFI等々、民間の力を借りるといふようなことを検討すると、確かにございました。今現在、PFIにつきましては、どちらかというとな施設の整備というほう主流かなと思っておりますので、まだそこまで至っていないというのが現状でございます。

逆に、サービスの提供等々、こちらのほうは業務委託・指定管理者制度となっておりますので、こちらのほうは今動いているという状況でございますので、まだまだ民間活用というのは、垂井町におきましてなかなか進んでいない部分がございますし、いろんな情報等も少ない中でございますので、今後さらに情報を得ながら、また皆様のお力を借りながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） PFI、民間の活用についての検討のお尋ねでございましたが、いわゆるコロナ禍を機にリモートワークが広がりつつあるというのは、テレビの報道やら雑誌等々出ております。これを機に、例えば都心のオフィス街は衰退して、これからは郊外の地方のほうに見直されるとか、これはあくまでも新聞の見出し、雑誌の上での話でございますけれども、そうして加えて東京一極の集中が終わってしまうんじゃないかといったような、そういうのも各種の報道がなされておりますし、雑誌にも登場してきております。

しかしながら、一方でオンラインの診察、それから現実に大学ではオンラインの講義などが行われておるといったような背景もございます。そういった今までの規制がかぶっていたものが大幅に見直されてくるのも、私もひょっとしたらそういった時代が来るやにも思いつつございます。

垂井町に戻ってみますと、公共施設をこれから統廃合していくに当たりまして、例えば余った公共施設等々をそういったリモートワークの方々に利用していただくというの、新たに登場してまいった手法でございます。したがって、いずれにいたしましても、町単独でそのリモートワーカーを探すんじゃないし、官民連携のそういったツールを探しつつ、そういったオフィスに提供できるのか否かといったようなことは新たに登場した課題として今後とも検討に加えてまいりたいと思っております。よろしく願いしたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） ありがとうございます。

今ちょうどリモートワークと、そうした言葉が出てまいりました。まさに旧庁舎の跡地、駅にも直近でありますし、非常に活用しやすい施設になろうかというふうに思っております。ああいった施設は、当然取り壊し、または建て替えというような形で聞いておる施設でございますので、これこそまさにPFI、官民協働、町長が掲げられたその言葉どおりに進めていただけるような感じになるのではないかなと。

また、当町東館においても大規模な改修を行わなければならないということも踏まえまして、先ほどのクラウドファンディング、これは民間から資金を集め、どのようにして造り上げてい

くのかということの研究する材料ともなっていくかというふうに思っております。どうかその点も、どのように考えてこの2つの施設を整備、また建築をされていくのかということも併せてお聞きをしていきたいというふうに思いますので、2施設についてどのように考えるのか。基本的な姿勢ですよ、細かなことに何が入るかということではございません。基本的な姿勢としてどう考えるのかということだけお尋ね申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 藤壇議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今、具体的な2つの施設のお話が出ましたので、まず1つは旧庁舎跡地の問題でございますが、こちらにつきましては特別委員会のほうでも議論していただいておりますので、まだ具体的に確定はしておりません。ただ、この後方向性が決まりましたら、サウンディング調査を行いまして、まさしく今のPFI等々民間活力を何とか注ぐといいますか、活用できないかなというところへこれから入ってまいりたいと思えますので、もうしばらくのお時間をいただきたいと思えます。

それと東館でございますが、こちらにつきましては、どちらかというところ公共施設といいますか行政機能を集約する方向で今考えているところでございますので、今の民間活力というのがここに見合うのかどうかというのは、まだそこまでの検討に至っておりません。まだまだ行政機能を集約する部分というところの議論でございますので、こちらのほうは今のようなお話にまだ至っていないのが現状でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 6番 江上聖司でございます。

通告に従い、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、いまだかつて経験したことのない状況が続いています。有事のときでありますから、町民の皆様の求めていることをしっかりと町政に届け反映していくこと。そして、目の前の課題を一つ一つ丁寧に解決していくことが最優先であると考えます。

しかしながら、住民サービスに必要な税収をしっかりと確保していくための道筋を同時に考えていく必要があります。そこでお尋ねしたいのは、税収を確保するための施策についてであります。冷え込んだ経済を立て直し、垂井町に活気を取り戻すにはどうしたらよいのか。今できることは何か、考える必要があります。

そこで、現在新型コロナウイルスの影響により、リモートワークが一気に進みました。そのことにより、働き方や居住環境に対する考え方も大きく変わりました。今までは都心のオフィスでなければできなかった仕事が、地方でも可能になりました。ビデオ会議も定着してきたところであります。

そこで、オンライン上で仕事ができるのであれば、住みたい場所に住むことができる時代に

差しかかろうとしています。新型コロナウイルスをきっかけに、移住を考えている人は確実に増えていると言えます。

地方に住むメリットを考えてみました。家賃が安い。物価が安いので生活費の節約になる。豊かな自然がある。本町に至っては、津波の心配がないなどです。

一方、デメリットとしては、都会と比べ娯楽施設が少ない。移動には車が必要なため維持費がかかる。また、人によっては近所付き合いが密であることをデメリットと感じる場合もあります。地方移住の風が吹いている今だからこそ、移住促進に向けた働きかけを垂井町として取り組んでいく必要があると考えます。ふるさと回帰支援センターでは、自治体向けのセミナーなども開催しています。移住促進に向け体制を整えるため、受入れ側もスキルアップをする必要があると考えます。

地方移住には、双方に様々なメリット、デメリットがありますが、お互いに理解し移住促進が進めば、例えば空き家の再利用、リフォーム、建築、また家が建てば道路の整備、またはそれにまつわる仕事、さらには日用品や食料品など生活必需品の購買力も上がります。町が活気を取り戻す手だての一つになります。住民サービスを充実させるための税収確保に向けての対策と、コロナ対策と同時に進めることは大変であることは承知をしております。しかしながら、町が活気を取り戻すための施策として、移住促進に向けた取組をしていくことが必要であると考えます。

一歩ずつでも進めていけば、やがて振り返ったとき大きな前進になると考えます。そこで、この点について町長のお考えをお尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の御質問、移住促進に向けた取組につきまして、私のほうから広域的な視点からお答えをさせていただきたいと思っております。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症によりまして、私たちのライフスタイルは大きく変化をいたしました。日常の暮らし、あるいは学校生活や職場など、私たちは変化を受け入れ、新たな生活様式に転換していかなければなりません。いまだ終息の見えない新型コロナウイルス感染症によりまして、様々な場面でのリモート化が進み、どこにいても仕事ができる環境が整うようになりました。さきの質問でもお答えしたとおりでございます。

また、それにとどまらず、多拠点居住やワーケーションなどの仕事の形態も広がり、都市部での仕事を継続しながら絶好の環境に住まいを移すことが可能となり、働き方改革も含めて、現在地方移住が注目されていることは、議員も御提言されたとおりでございます。

それを受け、岐阜県では、県外からの移住者への金銭的支援や、あるいは移住希望者へのマッチング支援、密を避ける少人数のオーダーメイド型移住体験ツアーなど、様々な移住関連施策を講じておられます。西濃圏域におきましては、平成27年6月23日に持続可能な地域づくりに寄与することを目的に、大垣市長を会長といたします西美濃地域3市9町によります広域連

携組織、西美濃創生広域連携推進協議会を立ち上げ、観光事業等地方創生を推進するために必要な事業を企画し、協働して事業を実施することで西美濃地域全体の活性化を推進しているところでございます。

その中で、西美濃地域定住促進PR事業を展開いたしまして、移住・定住の促進施策といたしまして、都市圏等に対し西美濃地域の魅力を積極的にPRするとともに、地域産業の育成、経営基盤の強化及び雇用の安定化を図るための企業支援策を実施し、定住人口の確保を図っているところでもございます。本年度は県外でのPRが難しいことから、移住に関します雑誌やフリーペーパーへの広告掲載、またインスタグラムなどで移住促進を図っていく予定でございます。

都市圏に行きますと、まだまだ知名度は低く、町単独でのPRは実績につなげることが大変厳しいところがございます。西美濃は自然環境も魅力の一つでございますし、山や川、田園などの日本の原風景もまだまだ残っております。自然公園も多く、伸び伸びと子供を育てたい方やアウトドアを楽しみたい方には最適な生活環境でございます。加えて、木曾川、長良川、揖斐川の3つの1級河川が合流いたし、豊富な水資源にも恵まれ、毎日必ず口にいたします水が豊かでおいしい地域としても有名でございます。今後におきましても、各市町連携を図りながら、移住促進に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、移住促進に向けた町の施策につきましては、企画調整課長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） 江上議員の御質問、移住促進に向けた取組につきまして、私からはその取組についてお答えさせていただきます。

本町では、平成30年度にふるさと回帰支援センターの会員になりました。このセンターは、東京の有楽町の駅前ビル内にあり、本町のパンフレットや資料を設置するだけではなく、県が設置しています清流の国ぎふ移住・交流センターで専任相談員が常駐し、移住希望者への個別相談の対応などが行われているところがございます。

都市部での専任相談員や相談窓口は、本町でも重要な位置づけであると認識し、必要に応じて担当者と連携を図っているところがございます。また、センターが行います移住フェアにも毎年参加して、本町の暮らしの情報を提供していますが、残念ながら本年度はオンラインでの開催となり、10月にオンライン移住相談で参加する予定でございます。オンラインは移動時間や交通費等の削減など便利な反面、移住は人生を大きく左右するもので、画面を通じた案内や相談だけでは限界があるかもしれませんが、これまで以上の丁寧な対応によりまして移住希望者との信頼関係を築き、移住につなげていきたいと考えています。

加えて、移住者が住宅をリフォームする際の補助制度につきまして、新築や購入する場合に

も補助するよう拡充し、9月1日より運用を始めているところでございます。

移住促進につきましては、一朝一夕に成果が出るものではございません。受入れ側の理解も大変重要になります。未曾有のコロナ禍で、便利であったはずの都市部の生活が人口密集地というデメリットとして捉えられるようになり、人々の価値観の転換が進んでいます。この転換期を切り口として地方移住への仕掛けをつくり、垂井町、そして垂井町の暮らしが多様で新しい働き方や暮らしができる場所として選ばれるように、本町の強みを生かし積極的な情報発信によりまして移住促進に取り組んでいきたいと考えていますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問はございません。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

スポーツの町垂井町についてと題しまして、感染症がいまだ拡大する中における行事の在り方を考えてまいりたいと存じます。

毎年当たり前のように行われていた児童・生徒を対象とするスポーツ大会や行事は、議場にお見えになる皆様、ケーブルテレビを御覧の皆様方も御承知のとおり、世界的に拡大している感染症により、今年度はそのほとんどが中止となってしまいました。運動会すらなく、部活動も制限をされ、児童・生徒たちの活躍の場が失われてしまいました。

特に衝撃的だったのは、春の甲子園中止の知らせでした。野球に携わる方々のみならずが驚き、この出来事はほかのスポーツにも大きく影響を及ぼしました。スポーツを得意とする、あるいは体を動かすことが好きで部活動やクラブ活動、習い事など、それぞれに思いを持ちながら大会や記録会で結果を出そうと目標に向かって練習を積み重ねていた子供たち。ないないづくしになってしまった今年度は、仕方がないとは思いつつ、行き場のない、やるせない思いを抱えた子供たちの多いこと。私に寄せられますお声は、中学や高校最後の試合ができなかった、せっかく大会出場が決まっていたのに、今年にかけていたのに、みんなに見に来てもらいたかった、応援しに行きたかった、家族でも見に行くことが制限されていたなど、様々な思いがあることを知りました。特に、在学中にある子供たちには大切なかけがえのない貴重な1年で、みんなが集まり、肩を組み、大声で応援したり拍手したり、今までは当たり前だった光景が全くないまま過ぎてしまうのは、スポーツの町垂井町として大変寂しく感じております。

繰り返し申し述べますが、仕方がない時代背景とはいえ、本来なら元気の象徴である子供たちが閉じ籠もりがちで、口にする言葉も何かを諦めてしまったような表現になりがちです。

先ほどのようなお声を受け、垂井町として子供たちに何か明るい話題が届けられないか。そう考えていた矢先、夏の甲子園が無観客にて交流試合形式で開催されるとの朗報。甲子園出

場を目指して頑張ってきた子供たちにとって、これまでに積み重ねていたものが報われた瞬間でした。ひいては、全国民にも元気や勇気を与えるニュースでした。我が町垂井町からも県立岐阜商業高校の選手として2名が出場し、甲子園という大舞台で生き生きとプレーするすばらしい姿を見せてくれました。

そして、野球だけではなく、陸上などほかのスポーツ大会も徐々に再開との知らせが届き、あり余る力を発揮できずにいた子供たちの表情も次第に明るくなってきたように感じました。一部競技によっては、試合などはまだまだ難しいものもあるようですが、関係者の方々の御努力もあって、様々な対策が取られた中での活動再開がされていると聞き及んでおります。こうした再開までには、人知れず練習を重ねていたことでしょう。誰とも会えず、頑張っている姿を見てもらうこともなく、誰からも励まされることのない日でも、自分自身と闘いながら耐えていた日もあったでしょう。

そこで、今回は、岐阜県も非常事態の解除をしたことを受けまして、頑張った、頑張っているみんなへエールを送る気持ちを込めて、スポーツ写真展を開催してはと御提案申し上げます。これまで頑張ってきた姿を撮りためた写真や動画などを募集し、見る機会がなかった方々へもこうした姿を御覧いただく機会をと考えます。

垂井町、そして私たち垂井町民は、スポーツを通して健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るいまちを築くため、昭和55年にスポーツの町宣言をしております。町民全てがあらゆる形でスポーツに親しみ、友情を高め、地域の輪を広げるべく、我が町挙げてのスポーツ写真展としてはいかがでしょう。

もちろん、開催には感染症対策が万全であることが大前提です。庁舎ロビー、垂井ホール、体育館やタルイピアセンターなど、こういった時期でも密にならない、誰もが行きやすい町内施設がいいでしょう。御覧いただいた際には、練習会場や試合会場には行けなかったけど、心から応援していたよなどとメッセージも頂けると、子供たちのこれからの頑張りや見失いかけていた目標を持つ心の支えとなることでしょう。

当然、展覧会会場には様々な御事情で来られない方もいらっしゃるかと存じます。また、非常事態が解除されたとはいえ収束ではありませんので、その対策としても写真展自体を動画配信し、どこからでも御覧いただけるように対応していくのも一つかと存じます。

現在でも感染症が拡大している中、こうしたときに行事をどうしていくか。その在り方をいま一度考えるタイミングでもあります。ぜひ私の提案に御理解を賜り、その実現に向けお取組をお願いしたいと存じます。

申し添えさせていただきますと、頑張っていたのは運動系だけではなくありません。文化系の活動にも共通して言えることかもしれませんが、先述のとおりと、来月は垂井町総合体育大会が控えておることも鑑み、スポーツをピックアップさせていただきました。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員のコロナ禍においても頑張った、また頑張っている子供たちへエールを送る気持ちを込めて、スポーツ写真展を開催することについてお答えをしたいと思います。

今年度につきましては、御案内のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国を挙げては東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期になり、そしてまた先ほどもお話しされましたけれども、春夏の甲子園での全国高等学校野球選手権大会も中止。また、加えて垂井町におきましても、例年開催をいたしておりましたスポーツレクリエーション祭、それから町民水泳大会も相次いで中止と相なりました。主立ったスポーツ行事が延期や中止をせざるを得ない状況となっております。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症は、いまだ効果的な治療薬も見つからず、終息のめどが立たない状況下ではありますが、こうした中で住民の皆様から大会がないため家族そろって応援もできない。あれだけ一生懸命練習したのに町民水泳大会が今年中止とは残念です。また、中学校・高校最後の試合ができない。この試合で日頃の練習の成果を出すつもりだったのに。などなど、実に多くの意見を伺っております。

これは議員が先ほども申されたものと同じだと思いますけれども、こうした中でございますが、去る8月29日でございます。私もテレビで見ておりましたけれども、白血病を克服し全日本学生選手権大会で5位に入賞した池江璃花子選手の姿に、感動、希望を持たれた方も実に多くおられると思います。スポーツの持つすばらしさを、改めて私もテレビ上でございますけれども、感動、認識をいたしました。

議員御提言にありますとおり、垂井町は昭和55年にスポーツの町宣言をいたしております。この宣言の下、今日まで各種のスポーツ振興を図ってまいりましたが、現在は新型コロナウイルス感染症予防のため3密の回避をいたし、思うような行事ができず、議員と同様じくじたる思いでございます。

今回御提言いただきましたスポーツを頑張る子供たちやスポーツを楽しむ皆様の姿を捉えた写真展では、行動自粛をしていただいている全ての人々をきっと元気に、そしてまた励みになるだろうと私も同様に考えております。開催に当たりましては、予算の提供等を各種団体の皆様にもお願いしてまいりたいと思っておりますが、写真のサイズでありますとか電子データの形式など、今後詳細な内容を詰めていく必要もございますので、御理解賜りたいと思います。

また、この夏休みでございましたけれども、文化会館で3密を回避した中でございました、不破中学校と北中学校の吹奏楽の演奏会が開催されました。コロナ禍の中、練習時間が不十分にもかかわらず、感動的な演奏会でございました。こうした文化活動につきましても、スポーツと同様な取組ができないか今後検討してまいりますので、何とぞ御理解賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

質問ではございません。御答弁ありがとうございました。

町長とも思いが同じであるということで本当にうれしく思っておりますし、この放映を受けまして、これを御覧になられた子供たち、本当に未来に希望が持てたと思います。今後ともそういう御努力を続けていていただきますようにどうぞ重ねてお願いを申し上げまして、私木村千秋の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時23分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 藤 墳 理

会議録署名議員 江 上 聖 司

